

目次

1. 申請に関すること（P.2）

- Q1 減免申請をして、結果がわかるのはいつですか？
- Q2 収入見込申告書で申告した額よりも実際の収入が増えてしまいました。減免は取り消されますか？
- Q3 申請窓口はどこですか？
- Q4 記入方法について窓口で教えてもらえますか？
- Q5 減免された後、国保加入者が増えました。再度申請が必要ですか？
- Q6 令和3年度の申請はもう行えませんか？
- Q7 令和4年度課税の令和元年度・令和2年度・令和3年度相当分とは、どのようなものですか？

2. 減免額に関すること（P.3）

- Q8 減免される金額はいくらですか？
- Q9 減額が認められても手元に現金がないので支払いができそうにありません。しばらく待ってもらえますか？
- Q10 減免が認められたのに、納税通知書が届きました。全額免除にはならないのですか？
- Q11 減免が認められた場合、それまでに納めた税金は還付されますか？

3. 収入に関すること（P.4）

- Q12 退職はしていませんが、収入が減って納税が困難です。この場合、減免になりますか？
- Q13 事業収入は減りましたが、他に年金などの収入があります。対象となりますか？
- Q14 令和4年1月に開業したため、比較する令和3年中の事業収入がありません。減免対象にはなりませんか？
- Q15 事業を辞めたのですが、廃業届はどこに出せばいいですか？
- Q16 令和3年中の営業所得は赤字でしたが、減免されますか？
- Q17 自己都合で会社を退職し、収入がありません。減免されますか？
- Q18 世帯主以外の収入が減少しました。対象になりますか？

4. 必要書類に関すること（P.5）

- Q19 新型コロナウイルスに感染して入院した場合、医師の診断書の代わりになる書類はありますか？
- Q20 給与明細書がありません。どうしたらいいですか？
- Q21 書類の記入を誤った場合は、どうしたらいいですか？
- Q22 遡及加入に伴う減免申請申出書とはなんですか？

1. 申請に関すること

Q1. 減免申請をして、結果がわかるのはいつですか？

- A. 申請があった翌月の中旬に審査結果通知書を郵送します。ただし、期限後の申請や内容について確認が必要な場合は、さらに時間がかかることもあります。
- そのため、審査結果通知書が届くまでは、到来する納期については納税をお願いします。

Q2. 収入見込申告書で申告した額よりも実際の収入が増えてしまいました。減免は取り消されますか？

- A. 申請時点の収入見込みが基準を満たしていたのであれば、減免は取り消されません。

Q3. 申請窓口はどこですか？

- A. 申請窓口は、本庄市役所保険課です。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び混雑緩和のため、郵送による申請へのご協力をお願いしています。
- 支所市民福祉課の窓口では、記入済みの申請書と必要書類が整っている場合のみ、お預かりします。

Q4. 記入方法について窓口で教えてもらえますか？

- A. 本庄市役所保険課にお問合せください。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び混雑緩和のため、できるだけ電話やメールによるお問合せをお願いします。
- 記入例も用意していますので、参考にしてください。

Q5. 減免された後、国保加入者が増えました。再度申請が必要ですか？

- A. 金額が増額となるため、再度申請が必要です。減免申請書の提出をお願いします。

Q6. 令和3年度の申請はもう行えませんか？

- A. 令和3年4月1日から令和4年3月31日に納期限が設定されている令和3年度の申請は、令和4年3月24日で締め切りました。
- 令和4年度課税の令和3年度相当分の申請については、次の条件に全て該当しているかどうかで減免対象かどうかを判定します。
- ①令和3年の事業収入等が令和2年の該当の収入と比較し、30%以上減少している。
 - ②令和2年の合計所得が1000万円以下。
 - ③減少した事業収入等の所得以外の令和元年の所得が400万円以下。
- 令和3年度時点で、すでに減免申請をしている場合は、減免額の再計算を行うため、再度申請をする必要があります。
- 令和3年度時点で、減免申請をしていない場合は、減免申請が行えなかったことに対して、やむを得ない理由がない限りは減免できません。

Q7. 令和4年度課税の令和元年度・令和2年度・令和3年度相当分とは、どのようなものですか？

- A. 令和4年4月1日以降に納期限が設定された令和元年度・令和2年度・令和3年度の税額のことです。保険税は、年度毎に月割計算で課税しています。また、加入手続の翌月に、納税通知書を世帯主宛に郵送しています。
- そのため、令和4年2月末に退職した方が、3月に加入手続を行った場合は、4月に令和3年度分（令和4年3月分）の納税通知書が届きます。納期限が令和4年4月末に設定されているため、令和4年度課税の令和3年度分となります。

2. 減免額に関すること

Q8. 減免される金額はいくらですか？

- A. 該当事由や所得に応じて変わります。申請書類を審査し、税額を決定しますので、審査結果通知書が届くまでお待ちください。通知書には減免額、減免前の額と減免後の額を記載しています。

Q9. 減額が認められても、手元に現金がないので支払いができそうにありません。しばらく待ってもらえますか？

- A. 収納課で納税相談を行ってください。

Q10. 減免が認められたのに、納税通知書が届きました。全額免除にはならないのですか？

- A. 減免額の計算は、以下のように行われます。そのため、世帯主の令和3年の所得が300万円を超える場合や、世帯主以外の国保加入者で所得のある方がいる場合は、全額免除とはなりません。

減免額の計算：対象保険税額（★）×減額又は免除の割合（☆）＝保険税減免額

★対象保険税額＝A×B／C

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B：世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）

C：世帯主及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和3年の合計所得金額

☆減額又は免除の割合＝世帯主の令和3年の合計所得金額に応じて決まります。

- 300万円以下：10分の10
- 400万円以下：10分の8
- 550万円以下：10分の6
- 750万円以下：10分の4
- 1000万円以下：10分の2

Q11. 減免が認められた場合、それまでに納めた税金は還付されますか？

A. 減免後の税額と差し引きを行い、納税額の方が多い場合は還付されます。その場合、後日、収納課から還付に関する通知が届きます。また、納税額の方が少ない場合は、納税が必要です。審査結果通知書と一緒に届いた納税通知書で納付をお願いします。

3. 収入に関すること

Q12. 退職はしていませんが、収入が減って納税が困難です。この場合、減免になりますか？

A. 今回の減免は新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方などを対象としています。新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指します。直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていること等を踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合（例えば、懲戒解雇や離転職が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等）を除き、今回の減免の対象となります。

Q13. 事業収入は減りましたが、他に年金などの収入があります。対象となりますか？

A. 今回の減免は事業収入等の「いずれか」の減少見込みで判断しますので、30%以上減少した収入があればその分が対象となります。対象となる収入は、事業（農業・営業）、不動産、山林、給与です。

Q14. 令和4年1月に開業したため、比較する令和3年中の事業収入がありません。減免対象にはなりませんか？

A. 今回の減免は、収入減少が見込まれる事業収入等の令和4年の収入を、令和3年の収入と比較し、30%以上減少した方が対象となっています。したがって、令和3年に当該収入がない場合は減免の適用はありません。納税が困難であれば、収納課で納税相談を行ってください。

Q15. 事業を辞めたのですが、廃業届はどこに出せばいいですか？

A. 個人事業の開業時に届出を提出した官公署へ提出してください。例、税務署（所得税）、県税事務所（個人事業税）、市役所課税課（個人事業の開業・廃業の証明を発行しています）

Q16. 令和3年の営業所得は赤字でしたが、減免されますか？

A. 令和3年所得が0円以下の場合、減免額の計算では0円として扱います。そのため、計算結果が0円となり減免できません。

Q17. 自己都合で会社を退職し、収入がありません。減免されますか？

- A. 自己都合退職の場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少ではないので減免されません。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で再就職を予定していた企業の内定が取り消しになった、または就職説明会や面接が中止になったなど、その後の就職活動において影響を受けている場合は対象となります。申請する場合は、添付書類に内定取消通知や説明会等の中止を知らせる文面などの写しを追加してください。

Q18. 世帯主以外の収入が減少しました。対象になりますか？

- A. 今回の減免は「世帯の主たる生計維持者」が、死亡または重篤な傷病を負った場合や、収入が減少した場合に適用となるものです。国保制度においては、基本的には保険税の納税義務者である世帯主が、主たる生計維持者となることから、減免の対象となるのは、世帯主の収入が減少した場合として対応しています。世帯主以外の方の収入で生計が維持されているのであれば、その方に世帯主を変更をお願いしています。なお、会社都合の退職をしたことにより収入が減少した場合、非自発的失業者軽減が適用となります。こちらは世帯主以外の方も適用となります。こちらの手続きは、雇用保険受給資格者証を保険課の窓口にお持ちください。

4. 必要書類に関すること

Q19. 新型コロナウイルスに感染して入院した場合、医師の診断書の代わりにする書類はありますか？

- A. 入院勧告書の写しと入院の領収書の写しの両方を添付するなど、新型コロナウイルス感染症によって1か月以上の治療を有したことが分かる書類があれば代用できます。事前に保険課までお問合せください。

Q20. 給与明細書がありません。どうしたらいいですか？

- A. 給与明細書がない場合、通帳の写しで代用できます。手渡しで受け取っている場合は、給与袋の金額が分かる部分の写しなどを用意してください。

Q21. 書類の記入を誤った場合は、どうしたらいいですか？

- A. 改めて書類を用意することが望ましいですが、新しい用紙が用意できない場合は、該当部分を二重線で消し、訂正印を押印して訂正してください。修正液は、使用しないでください。

Q22. 遡及加入に伴う減免申請申出書とはなんですか？

- A. 国保加入手続は、社会保険の喪失日から14日以内に行う必要があります。令和元年度・令和2年度・令和3年度相当分の減免申請を行う世帯においては、加入手続が14日以内に行われていない場合、その理由について確認するため「遡及加入に伴う減免申請申出書」の提出をお願いしています。国保加入手続を14日以内に行ったかどうか不明な場合は、保険課までお問合せください。